

アジア建築遺産の 保存修復と 技術協力



中川 武……なかがわたくし

早稲田大学教授

1944年富山県生まれ/早稲田大学卒業/同大学院修了/建築史/工学博士/著書に日本の家-空間・記憶・言葉(TOTO出版、2002)、「建築様式の歴史と表現」(彰国社、1987)、編著に「数寄屋の森」(丸善、1995)、「日本建築みどころ事典」(東京堂出版、1990)ほか/「アンコール・トム中央寺院パイオンの北経蔵修復等を通じての国際貢献」で2002年学会賞(業績)



斎藤 英俊……さいとうひでとし

東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センターセンター長

1946年鹿児島県生まれ/東京工業大学卒業/同大学院修了/建築歴史・文化財保存/工学博士/著書に「桂離宮」(草思社、1993)、「名宝日本の美術22桂離宮」(小学館、1990)、編著に「災害から文化財を守る」(中央公論美術出版、1999)ほか/「桂離宮を中心とした住宅建築に関する一連の研究」で1995年学会賞(論文)、「ホイアン町並み保存プロジェクト」で、2000年学会賞(業績)共同受賞



西村幸夫……にしむらゆきお

東京大学教授

1952年福岡県生まれ/東京大学卒業/同大学院修了/都市計画/工学博士/著書に「西村幸夫 都市論ノート」(鹿島出版会、2000)、「環境保全と景観創造」(鹿島出版会、1997)、「町並みまちづくり物語」(古今書院、1997)、「アメリカの歴史的環境保全」(実教出版、1994)ほか/1991年学会奨励賞(論文)、「歴史的環境の保全に関する一連の研究」で1996年学会賞(論文)受賞



本中 眞……もとなまかこと

文化庁記念物課主任文化財調査官

1954年大阪府生まれ/千葉大学卒業/造園学/農学博士/「借景」(至文堂、1997)、「日本古代の庭園と景観」(吉川弘文館、1994)、共著に「造園を読む」(彰国社、1993)ほか/1994年日本造園学会賞受賞



荻谷 勇雅……かりやゆうが

文化庁建造物課主任文化財調査官

1948年岐阜県生まれ/京都大学卒業/同大学院修了/都市史・保全修景計画/工学博士

司会・編集 ● 浅川 滋男……編集委員・鳥取環境大学教授

編集協力 ● 黒野 弘靖……編集委員・新潟大学助教授

● 山根 周……編集委員・滋賀県立大学助手

浅川 この座談会はアジアの「建築遺産」をテーマとしていますが、もう少し広くMonuments and Sites、つまり「文化遺産」全体の問題に視野をひろげよう、と思っています。

登録文化財が なげかけた 問題

荻谷 平成8年(1996)に文化財保護法を改正して、文化財建造物の登録制度を作りました。おかげさまで、現在、告示準備中のものを含めて3,298件が登録の手続きを終えています。文化庁は、当初から年間500件の登録を目標としてきましたが、ほ

ぼそのペースで進んでいます。昭和50年(1975)に制度化された重要伝統的建造物群保存地区も順調に増えていて、これまで61地区が選定されました。最近、伝統的建造物の分布がやや希薄なエリアを、どういう形で取りあげていくのかなどが課題となっています。

一方、文化財保護のための制度として「選定保存技術」という枠組がありまして、建造物でも、木工や榆皮採取、彩色などの保存技術を選んで研修等の補助事業をおこなっています。昨年度からは「ふるさと文化財の森構想」事業も始まりました。これには3本柱があります。一つは修理用資材がどこにあるか、どのように供給され得るかという調査。二つは原皮師のような技能者に対する研修。三つは、研修・展示などを行う地方自治体のセンター建設に対する援助です。先ごろ兵庫県の山南町というところに一つセンターができました。さらに京都市でも進行中です。また、修理技術者の資格制度についても検討中です。

斎藤 1990年ぐらいから、近代化遺産、登録文化財制度、それから文化財の活用と、従来の文化庁の施策では考えられなかった視点が出てくるようになりました。もともと文化財の保存は国家的な課題であり、戦前はすべて国が保存の責任を持つという考えでして、戦後になっても、昭和25年(1950)の文化財保護法制定時には、国レベルでの文化財保護制度でしかなかったんです。

昭和29年(1954)になって、ようやく地方自治体でも地域の文化財の保護ができるように法律が改正されました。また、重要文化財として保護されるのは、絵巻物や仏像、寺院など、日本の文化や歴史・芸術を端的に示す伝統的なものを専ら対象としてきたんですが、国が中心になって、日本的なものだけを後生大事に保存するという考えは、もはや古い思考です。そんなに肩肘を張らないで、身近な歴史を振り返るためのものと捉えても良いのではないかと考えると、明治以降に作られた鉄道施設やダムなどの土木構造物は、文化財としてほとんど忘れられていたことに気づきます。文化財は高く祭り上げるものではなくて、手垢がつくまで使ってもいいんじゃないか。隣近所に文化財がごろごろして、地域の歴史的環境を形成するという発想で出てきたのが、近代化遺産であり、登録文化財制度であり、文化財の積極的な活用なのです。規制も弱く、国の助成もない登録文化財制度の導入に、不安を口にする人もいましたが、実施してみると結構評判がいい。文化財としての価値を与えることによって、それを残したいと思う人たちの勇気づ

けるシステムだといえます。

中川 日本の文化財保護制度は、柔軟にいろいろなものに対応できるようになっていて、かなり優れたものだと感じています。ただ、国が登録文化財を認定する形になってはいますが、これも地方に下ろすべきではないか。そういう意味で問題なのは修理技術者(保存修復士)の資格がなかなかできないことですね。埋蔵文化財に比べて、地方自治体に建築の専門家が少なすぎるんだけど、登録を機会にこれを増やしていく。地方の保存修復士が登録文化財を認定する。法的な整備を人材面にまでひろげたいですね。

齋藤 登録文化財制度の導入は地方から始まりました。京都府、京都市が始め、横浜市がやって。

中川 東京でも江戸川区が早くから採用しましたね。

齋藤 ある市の担当者から「都市景観条例で歴史的な建物を指定し、それに助成金を出すのはやりにくい。価値づけは国がやってくると助かる」と言われたことがあります。歴史的な建造物の価値を国の機関が評価して、それらを地方自治体の文化財にしたり、都市景観条例での指定建造物にしたり、建設省や農水省がそれらを利用した事業を企画するといった、共有の歴史資産にしたかったのです。登録文化財制度はいずれ国から地方へ委譲すべきとの意見がありますが、私はそのようには考えていません。

中川 文化庁では、登録文化財はものすごく少ない人数でやっている。ほとんど一人でやっていると言ってもいいぐらいですね。そういう人材が地方にいないのはわかります。だけど、少しレベルが落ちていいから、ユニークな活動をしていくようにリードしていくのが国の役割だと思うんですね。予算は少ないかもしれないけれど、人材面を増やすことによって、狙いが生きてくる。人が足りないために形式的なものになって、指定の次のランクみたいになってしまうと、非常につまらない。

齋藤 登録の件数は約3,300で、すでに重要文化財の指定件数を超えている。これが5,000とか10,000になったときには、何か新しいシステムが必要になりますね。

中川 絶対に必要ですね。短い時間でものすごい数を審査するんです。そうすると指定文化財のレベルではとても審査できないから、審査も預けてしまったほうがいい。

西村 たぶん、市町村に預けてしまうと、熱心なところはやるけれども、熱心じゃないところは全然動かない。かなり落差が出たんじゃないでしょうか。国である程度進めたところで、次のステップとして地方に預ける、というのはあるでしょうね。

苅谷 まず国が制度をつくって、ある程度登録のスピードを上げようとしたんですね。そうしないと、残すべきものがなくなってしまふ、という危惧があったんです。

浅川 地元の鳥取が特殊なのかもしれませんが、この県は十年以上、県指定、国指定の建造物が出ていません。登録についても、県市ともに警戒しているところがあります。一度登録してしまうと、存続の危機に直面した場合、自治体に対して「買いとれ」「登録を指定に上げてくれ」という要求がでるのを警戒しているわけです。

一方、県指定・国指定の建造物の所有者から「指定解除」の要

◆写真1「ふるさと文化財の森構想」事業による山南町ふるさと文化財の森センター(兵庫県水上郡) (提供:兵庫県水上郡山南町教育委員会)



求がはじめています。西部のある県指定建造物は空家になって雨漏りがひどく、これ以上維持管理できないから、所有者は本気で指定解除を訴えています。国指定のある民家のご主人も、建物が維持できるのは自分の代まで、と明言しています。こういう動きの背景にあるのは過疎でして、想像以上に根が深い。

苅谷 正直なところ、国指定の解除というのは基本的に考えないわけですね。結局、地方自治体をお願いしているというのが実情です。地方自治体が管理団体になるとか、寄付を受けるなり買い取りによって所有者になっていただくということで、なんとか存続させている。また、そのことによって活発な公開ができるという展開もありうると考えています。

西村 国が指定したものは国が予算も手間もかけて守っていくというのは、文化財保護法が制定された困窮した時代の発想、いわば昭和25年の発想だと思うんですね。国が背負うというよりも、指定建造物が商品として流通していくようなマーケットを作っていくべきでしょう。住みたい人がいないわけではないし、地価もどんどん下がってきているので、住める人に住んでもらう。

中川 今は過渡期だと思うんです。分布の薄い伝建地区についても、文化財建造物を環境に生かしていく都市計画的な発想が必要だと思います。欧米では普通なんだけど、都市計画の中に文化遺産の専門家がなきゃならぬ。

西村 その面も強いと思いますね。計画的に考えれば、非常に重要な手掛かりのはずなのに、日本ではそう考えなくて、あくまで例外的なものとして扱う。建築基準法では第3条で「除外」扱いですが、まったく計画のなかに入れてきていないんです。

史跡整備に ともなう復元と 活用

本中 埋蔵文化財の専門職員は、いま全国に7,000人ほどいるのでしょうか。開発事業に伴い、発掘技師の増員が図られてきたんですが、最近は開発が下火になり、センターの役割を転換しようという試みもみられます。建造物、史跡、名勝、天然記念物などをすべて含めた形で活用をどうしていくのか、地域づくりや町づくりの観点からいろいろな模索が始まっているのです。

文化財を活用していく場合、やっていいことといけないこと、そして本質的な価値を失わない範囲のなかで何ができるのか、という議論がまず大事だろうと思うんですね。事業を進める上でも、そのノウハウは教育委員会の職員の間では必ずしも熟していないし、全員の共通認識になっていない。そのなかには復元の問題もある

と思います。

復元で許容できる限度についても共通の理解になっていないので、方向性を示す必要があるだろうと考えています。文化庁では平成10年から「史跡等の整備と活用のあり方に関する調査研究会」を立ち上げました。整備活用の理念をまず共有しようということで、その理念に基づく技術や組織体制の留意点について、調査研究会で話し合っています。とりあえず、情報を共有するためには「手引書」が要るということで、その出版をこの4~5月にもくろんでいます。

総務省、国交省、農水省など他の省庁との連携も大きなポイントになってきています。その際に文化財サイドでは、ここはこう守ってもらわないと困る、ここまでなら譲歩できる、こう活用していきたい、という意志を積極的に示せるような足がかりとなるものが要るんですね。また、今まで史跡、名勝、天然記念物を単体とみなしてきましたが、地域に所在する文化財を互いに連鎖あるものとしてとらえていく視点がどうしても必要です。そんなノウハウも盛りこんだ手引き書が求められていると考えています。

西村 史跡のことを考えると、日本は世界でもまれな国だと思うんです。発掘面積はものすごく広いし、新たな遺跡や遺物が発見されると、一般紙の一面にも出てしまう。こういうのは、世界でもあまりないんじゃないでしょうか。

浅川 やり過ぎなんですね。あれが「捏造」の温床です。

西村 要するに日本は、考古学者にとってある意味で天国のような国ですが、ここまできちんと世論をつくってきた努力があったのは確かでしょう。それを建造物課は学ばないといけない。たとえば昭和30年代に開発が激化したときに遺跡地図を作った。今で言う登録文化財みたいなものをすでに試行し、大きなキャンペーンもやりました。予算も人も足りないけれども、無謀にもやっちゃうんですね。そこから世論をつくり上げていって、予算がついたり、人を要求する理屈を作っていく。

本中 復元について補足すると、近ごろ、近世城郭関連の大規模な復元が登場してきています。これまで近世の建造物の復元については、根拠を非常に厳しく求めていて、強い縛りをかけてきました。写真や資料が整ったものから、復元を許可していくことにしています。以前はできるだけ復元しないで、あるがままの姿で、建物が失われた歴史的な意味をしっかりと尊重していこうという考え方が主流でした。もちろんその考え方はいまだに変わっていませんが、保存と活用の二面がバランス良く保たれていなくてはいけません。活用の観点から言うと、地下遺構を破壊しない範囲で、保護の環境をより望ましいものに創造していくための一つの手段として復元建物が位置づくのであれば、積極的に支援していこうという考え方に変わってきています。

西村 石や煉瓦のように、残ったものをそのまま見せればいい、というラスキンの保存がやりにくいところがあって、ヴェニス憲章^{*}からみれば、一步も二歩もはみ出た、非常に日本的な整備に動いて、さらにそちらの方向に軸足を移そうとしている。やはり、史跡として大きな土地を公有化して、なんとかきちんと役立てていかないといけないという使命があるんでしょうから、活用が非常に大きく

求められるんでしょうね。

浅川 私は遺跡整備にかかわる復元の仕事をずいぶんやってきましたが、別に好きでやってきたわけではありません(笑)。この仕事はかなり罪悪感を伴っています。今年の全国遺跡環境整備会議でもお願いしましたが、「ふるさと歴史の広場」事業が始まった平成元年(1989)からすでに13年も経ったわけですから、少し立体復元のあり方を見直して、それを抑制する方向に軌道修正していただきたい。これまで建てた復元建物の見直しも必要じゃないでしょうか。

また、「保存から整備、整備から活用」という流れがあることはわかるんですが、自治体の事務系上層部は活用とか経済効果に傾斜しすぎている。活用のためには整備も派手なものにしたいから、復元建物をいたずらに高大なものにしたがる傾向もみられます。やれコンサートだ、ファッションショーだ、トークショーだ、生涯学習だとか要求されて、技師たちはイベントや復元にエネルギーを吸収され、本来の調査研究業務に支障をきたしている。ともかく、なんでもかんでも経済効果だ、活用だというんじゃなくて、原点に立ち返って理解してほしいのは、文化財とは県や国の品格を示すものであるということです。地方のお役人さんたちを中心に、もう一回そのあたりを教育しなおしてあげないといけないかもしれません。

本中 復元をもう少し抑制したほうがいいんじゃないかというのは、われわれに共通する想いとして底辺にはあるんです。まず復元ありきで考えてはだめだと。もう少し多様な整備や保存環境の創出の方法があるのに、復元が目的化している場合がしばしばあるんですね。保存と活用もやはりバランスが大切でして、保存をしっかりと押さえた活用じゃないとだめだとか、調査研究を踏まえた活用まで視野に入れていかないと本物にならないということについては、われわれの間でもかなり議論しています。

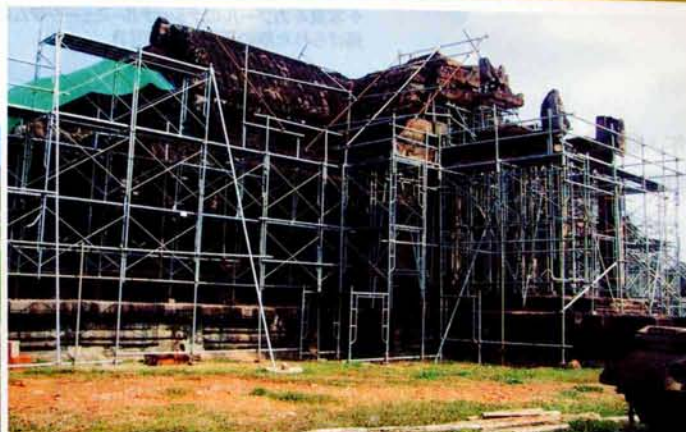
中川 地下遺構を埋め戻して、その上に復元建物を建てれば遺構の保存になるから良いという考え方は、言い訳にすぎないんじゃないですか。たとえば平城宮跡に朱雀門を建ててしまえば、遺構が地下に「残っているんだよ」と言っているだけで、日の目を見るわけではないから、変な理屈ですよね。極端な話、埋めてその上に建物をつくるのは牢屋に閉じ込めてしまうことに似ている。生きながら殺すようなものじゃないか。もう一つは想像力の問題です。遺構の断面とか本当の礎石が見えているところが重要な遺跡と、復元したほうがいい遺跡があって、もっとケースバイケースで進めるべきではないでしょうか。

浅川 地底の森ミュージアム^{*}などを例外として、日本は遺構の露出展示に力を入れてこなかったですね。

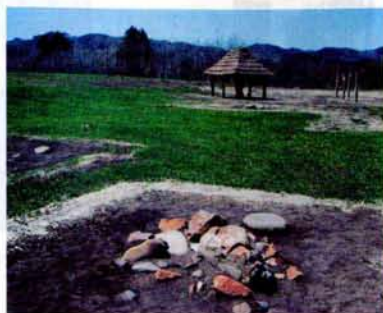
本中 生で遺構を見せるのがいちばん迫力があるし、本質的な価値を伝える上で最良の方法ですね。ただ、その技術がつかない。土でできているものが多く、地下水や菌類による劣化のスピードが激しい。仙台の「地底の森」は、たまたまうまく樹脂がマッチして、地下水の圧力も一応バランスが取れているんですが、遺構の管理面で苦慮されているようです。

中川 文化遺産も生き物だという考え方にたてば、遺構だって劣

◆写真3
アンコール・ワット西経蔵
(JSAにより修復中)



◆写真2 御所野遺跡(岩手県一戸町・縄文中期)の整備状況。露出展示するストーンサークルと復元建物のバランスが課題となっている。



化して滅びるのもやむを得ない場合もあるのでは。諸行無常の自覚のなかでの保存の決意が問われている。

アンコール 遺跡群と バイヨン憲章

齋藤 先進諸国が第二次世界大戦後にODAという形で発展途上国の支援をしてきたわけですが、結局貧困はなくなりません、政治的公正も実現しない。人権も抑圧されている。1980年代になってようやく気がついたのは、その国・地域の文化や

アイデンティティを大切にしなければいけないということでした。ところが、日本は文化支援への対応が非常に遅れてしまった。アスワンハイダム建設に伴うヌビア遺跡の救済のときも積極的に動かなかったし、ボロブドゥール^{★10}のときも国としてはほとんど動かなかった。文化遺産に対する援助として形になってきたのは、中国の敦煌石窟^{★11}の保存、ネパールの仏教僧院イ・バハ・パビ^{★12}の修復からでしょうね。それからカンボジアのアンコール遺跡、ベトナムのホイアン^{★13}の歴史地区やブータンの城郭や寺院建築^{★14}などの修復や保存、調査が、この10年ぐらいの間に続いています。今後さらに大きな流れになっていくと思われま

中川 1988年から、世界の文化遺産の保存に協力するためのユネスコ日本信託基金ができて、外務省が主管し、カンボジア和平の一環でアンコール遺跡群を国際協力で保存修復しようというプロジェクトが始まりました。アンコール遺跡の実際の保存修復では、7~8ヶ国が参加しています。各国独自のやり方で修復していて、ほとんど木造の修復経験しかない日本のやり方が必然的に相対化し、クローズアップされてくるわけです。技術的に慣れてると自分たちのやり方でやってしまうんですが、慣れてないと、やはりきちんと研究して、いろいろ考えながらやらざるをえない。しっかりした調査をやって最適の技術は何かを判断する。そして、日本のように修復工事のきちんとした報告書を出すのは、世界では非常に珍しい。アンコールでは、各国の専門家が集まって、意見の交換をするんです。専門的な立場から意見が戦わされて、それが相対化される。そういうことを意識的に考えたいと思って、現地でシンポジウムを主催しています。アンコールはそういう意味で非常にまれな経験をしているわけですが、毎年そういう会議をして、その成果をバイヨン憲章という形で、アジア文化遺産保護の指針になるようなものにしたいと思っています。

浅川 バイヨン憲章とヴェニス憲章はどう違うんですか。

中川 遺産のオリジナリティを生かすための復原をもう少し積極的に認めるようなやり方を出していきたいと考えています。じつはヴェ

ニス憲章も非常に微妙な言い回しがあって、復原しようと思えばできないことはない。ヴェニス憲章を提唱した人たちが立派なことをやっているかという、そうでもないんです。むしろ日本はわりあい律義に対応している。技術移転や現代技術の生かし方とか、生きた寺院としての活用の問題とか、屋根がないと劣化が激しいとか、アジアの問題があるんですね。そういう点をきちんと見直して、修復していくべきではないかということです。

浅川 日本型の修復を応用しようというわけですね。

中川 モノそのものに歴史的価値があるというヴェニス憲章の西洋的な概念は、やはり近代的な発想なんですね。ところが、土地の人びとは、そう思っていない。すべては諸行無常であって、変転していく。だから、国際的な援助のある間は言うことを聞けども、なくなったらまた元に戻ってしまう。つまり、新しく変えていくことが正しいと思っているから、「どこが悪いんだ」というわけです。日本の江戸時代だってそうだったんです。社会の近代化を待つしかない一面もあります。

齋藤 ブータンで経験したことですが、前年に調査をした寺院を再び訪問してみると、屋根の形や窓廻りの装飾が立派なものに変わっているんです。そういう状況をみていると、この国は日本で言えば江戸時代にあたり、建造物の技術がまだ発展途中の段階にあるのではないかなと思えてきます。そういう地域での文化財保存とはどういうことなのかと考え込んでしまいますね。

浅川 近代社会だから「保存」という概念が生まれるのであって、江戸時代の社会に保存と言ってもわからないということですか。ブータンの木造建築技術は、今なお自律的に進化しつつある。それを先進国が止めてしまっているのかもしれない。そうだとしたら、たいへん大きな問題ですね。

文化の衝突と 世界遺産

西村 私自身は日本の歴史的環境についてずっと研究してきたんですが、アジアに仲間が増えてきて、現在では、台湾、中国、タイ、マレーシア、インドネシア、ミャンマーの仲間たちとの協働作業や研究、助言などが増えています。今かれらは、日本が直面してきたものと同じような問題にぶつかっている。たとえば台湾は2000年に登録制度をつくって、それを「歴史建築」と呼んでいます。日本で阪神・淡路大震災があって、震災のあと未指定建造物が壊されたでしょう。台湾でも1999年に大震災があって、その直後、日本に学んで登録制度を導入したんですね。韓国も去

◆写真4 カブールのナショナル・ミュージアムに掲げられた旗の下での記念写真



浅川 カテドラルはプロパティで、アボリジニの住居はヘリテージだというわけですか。

齋藤 それを含めたもっと大きな概念だと。

中川 パトリモワヌ(patrimoine)のほうが良いと言いますね。家で親から子どもに伝えられていく。ヘリテージは社会的に伝えられていくものというイメージがあるようです。

西村 オーストラリア・イコモスのバラ憲章ではplace(場所)と言っています。もう少し広い概念で、その場所は具体的に何も無い場所ということもあります。何かが行われる場所であって、モノとしては何も無い。そこまで評価しようとする、概念そのものを広げないといけない、欧米社会にとってはチャレンジなんです、そのチャレンジを受け入れようという土台はある。

中川 ユネスコもいま無形文化財に力を入れていますね。見捨てられていた文化に照明をあてたい。「それなのに、なぜ日本は能とか歌舞伎とか、だれでも知っているものを出すのか」という批判がでていました。はっきり「がっかりした」と。

本中 文化財保護法のもとで担保されていないと、国として責任を持ってないから、最初はどうしてもそうなりますね。

齋藤 そこは非常に難しい。たとえば「京都の祭り」と秋田の祭りとは、民俗のレベルで言うと価値づけはできない」と民俗学者は言っているわけです。それをランクづけしたくないと。

中川 文化庁の立場で言えば無理なのはわかりますが、それでもあえてやらなければいけないではありませんか。

浅川 無形に限らず有形でも同じで、沖縄のグスクとか石見銀山は、必ずしも国を代表しているわけではないでしょ。

西村 グスクは明らかに文化の多様性を示し、世界遺産のリストをリッチにするという点では非常に意味がありましたね。

苅谷 そうすると、たとえば文化なり文化財が何かを代表するという言い方が正しいかということになりますね。

中川 国を代表しなくてもいいんじゃないですか。

苅谷 それでも何かを選ぶからには、他と区別する基準が必要でしょ。

本中 それ世界遺産委員会でいつも議論になるんじゃないですか。何が普遍的なのか、という議論ですね。

中川 日本はそれなりに国で保存できているんだから、世界遺産に頼らなくても大丈夫でしょ。それだったら世界遺産として出すものは、もっと戦略的にやってもいいんじゃないかな。

本中 1992年に条約を締結してから暫定リストに11件登載したわけですが、そのうち多くのもの本登録が終わりました。法隆寺とか京都、奈良など「日本の顔」がまず世界遺産になったわけです。じゃあ次はどれが日本的なのか。二番手のものはいろいろな問題

年、登録制度を文化財保護法のなかに組み入れました。台湾も韓国も日本がやったことを見て、動いて来ているところがあります。

一方、イコモス(ICOMOS)に関わるようになって7年目なのですが、もう少しグローバルに文化遺産を考えなきゃいけないと、すごく感じるようになってきました。たとえば、カブールのナショナル・ミュージアムでは、収蔵品の大半が略奪されてなくなって、これを復興することがアフガニスタンの人たちの文化的アイデンティティの回復につながるということで、入口に旗が掲げられています(→写真4)。それを読むと、「A Nation Can Stay Alive, When its Culture and History Stay Alive」。それなりにいい言葉なんです。ただ、これだけではいけない。国を復興するために、文化を復興しようとしているわけでしょう。

第二次世界大戦直後から冷戦にかけて、対立を乗り越えるのが文化であり、科学技術であって、それは平和のためなんだと思いで、われわれはハッピーに活動してきた。ところが、冷戦後の民族対立とか内戦を見ると、あきらかに文化の対立が原因になっている。いま、何が重要かという、おそらく文化の多様性を認めよう仕組みを作ることだと思っ★15。これに関連して、イコモスのこの3年間のテーマはIntangible Heritage(無形の遺産)なんです。有形文化財を背景で支えるインタンジブルなものこそ受け継がなければならない、という発想です。ヴェニス憲章はtangible(有形)がベースだけど、アジアの文化財はインタンジブルなものまで内在★16しているようにも思っ★15んです。

齋藤 日本では1992年に世界遺産条約を締結しました。その後、世界遺産フィーバーが巻き起こり今日に至っていますが、この現象は日本だけでなく、世界の多くの国で見られます。冷戦時代は東西陣営のどちらかに属していればそれなりに国として安定していた。ところが、東西対立がなくなってしまうと、自分たちのアイデンティティを求めて、それぞれの国・民族の文化や歴史に立ちかえらざるをえなくなったというわけです。世界遺産条約の締結国は現在170ヶ国以上を数えます。文化遺産を一つの制度のもとで保護するはじめての事態が生じてきたわけですが、世界遺産の評価基準はやはりヨーロッパ中心となっている。文化遺産の分野でのグローバル化の問題が出てきて、いろいろな軋轢が生まれてきました。もう一つは文化遺産の南北問題。世界遺産はヨーロッパに多く、アフリカにはほとんどない。その問題が無形の文化的価値をもう少し考えようという流れになってきたのだと思います。

西村 そのアンバランスを是正しようという1994年以降のユネスコのグローバル戦略は「文化を見る目は本当はいろいろある。アフリカやアジアが少ないのはそれを評価する基準が共有化されていないからで、そこに文化がないわけではない。そういうものをきちんと読み取るような新しい視点を持たないといけない。それを持つことで人類が豊かになる」というものですね。

齋藤 Cultural Property(文化財)とCultural Heritage(文化遺産)という言葉の差異は、この問題と関係しています。オーストラリアの専門家たちはCultural Heritageを好んで使いますが、ヨーロッパの美術史家はCultural Propertyで良いと言います。

を抱えています^{★17}、新たな視点で日本を代表する資産の追加登録を行う必要があるということで、平泉の文化遺産群と紀伊山地の霊場と参詣道、石見銀山の三つを暫定リストに追加登録したところです。1994年に文化の多様性を視野に入れながら、新たなグローバルストラテジーを位置づけ、ほぼ三つの方針^{★18}に基づいて新たな暫定リストの追加登録を行いました。来年2月のデッドラインにむけて、紀伊山地の霊場と参詣道について本推薦する最後の追込みをやっているところです。

国内的には世界遺産の登録を足掛かりにしながら、日本の文化財保護行政をどう進めていけるかを考えています。たとえば、世界遺産から影響を受けつつあるものとして「文化的景観」があげられます。自然と文化の両面を含む遺産ですね。それが世界遺産として非常に注目されていて、日本でも文化的景観を今後どう保護していくのが大きな課題になってきています。

浅川 日本の文化財保護法に取り込めたら、すごいですね。

荻谷 文化庁の海外支援の予算は基本的に派遣と招請の旅費しかありません。つまり、外国で建造物等の修理を行う工費はまったくありません。ですから、実際に修理をやる場合、他の予算を必要とします。そういう意味では、地元にとっては文化庁の役割がわかりにくいかもしれません。実際に予算を持ってくるのは文化庁ではないから、私どももやりにくいし、それだったら実際の修理事業を前提としない技術交流だけでいいじゃないかという感じがしないでもないですね。

中川 今回のアフガニスタンはユネスコ日本信託基金ですか。

斎藤 外務省が関与しているパーミヤン石窟の保存協力事業は、ユネスコ日本信託基金によるものです。

中川 そのほかに文化庁もありますね。

斎藤 2001年1月の省庁再編のときに、文化の分野での国際交流・協力は外務省だけでなく、文化庁の業務にも加えられました。文化庁がそれを本格的に実施するためには、残念ながら、まだ予算的裏付けができていません。建物を修理するための工事費とか発掘調査費などの確保は難しい。そういう資金を、どういう枠組みで取っていくかという問題を、いま文化庁では真剣に考えています。アフガニスタン进行测试ケースに具体的に解決しているかという戦略があるのです。

日本建築史から アジアの 建築史へ

浅川 斎藤先生と中川先生はもともと日本建築史の専門家なわけですが、いつからこういう風に海外の文化遺産に興味をもたれたのか、あるいは、自分が目の前にしているアジアの建築物を、どのような歴史観でとらえていらっしゃるのか、気になります。

中川 ほくは、保存の対象と建築史の対象をとくに区別していません。世界遺産には人類にとっての遺産と、その時代・地域に固有な遺産の二つの側面があって、この両立が求められている。ある社会・民族の固有性に立脚した上で、同時に人類全体の遺産でもあるから、国際協力の場に出てくるわけです。人類にとって、ア

ンコール・ワットやフエの紫禁城はどういう意味があるのか。クメールやベトナムの人びとに関係するのは誰でもわかりますが、人類にとっての意味を発見するのが、建築史学の役割になるだろうと思うんです。アンコールにかかわって思ったんですが、日本的な修復の考え方にたちながら、なるべく地域のオリジナルな技術を使って保存したい。オリジナルなものは何かを探そうとするならば、調査をしなければわからない。そして、いろいろ調査してみると、非常にユニークなものがそこにある。たとえば、アンコールには建物の中心軸線と敷地の軸線の二つがある。こういう中心点の避け方は非常にユニークです。アンコールはインド的なものと、もっと古い時代からの考え方の両方を持っていて、それは排水の方法などにも伺えます。

世界建築史を考えるにあたって、最も古いのはアジアの古代文明、4大文明ですね。ここから近代まで、世界建築史が流れる道は紆余曲折ありますが、大きくみれば一直線だと思うんです。それは、とうとうと流れる大河で、その流れを全部相対化していくことがいまこそ必要だと思う。インドシナはインドと中国の中間にありますね。東南アジアはインド文明と中国文明の周辺に存在することによって、インド文明・中国文明に覆われる以前のもが残っている。敷地の軸線とも関わる「氏神」信仰なんかはその代表です。それは文明や建築と自然が共存する思想に結びついていいる。中国やインドでは、そのような前アジア的要素が全部文明に覆い尽くされて残っていない。アンコール遺跡を伝統的な技術に従って保存することは、こういう歴史的な問題点、すなわち「謎」を人類に対してアピールすることにつながる。要するに、クメールの独自性は世界史にとって何なのか、ということを発信することが、唯一固有でありながら普遍的であり得る道になっていくんじゃないかと思うんです。ほくがいま考えているのは単なる妄想かもしれないんだけど、だからこそ、その謎を研究して、それを実態として残していく価値があるのではないかと。だから、究極的に言えば、謎であるものを保存すべきだと思います。謎を残していくのが保存であり、それを探求していくのが建築史学ではないかとほくは思っています。

浅川 中国やインドは文明の拠点であったがゆえに、発展して古いものがなくなってしまった。インドシナ地域にはそれがあるということですか。どこにでもあるような気もしますが。

中川 古い要素が残りやすい。インドでは、古い要素がインド的なものに収斂していってしまって、意味を持たなくなってきます。インドシナにも文明は伝わってきたんですが、それ以前から持っていた要素が、迂遠であることによって残っていく。「中心と周縁」理論というのがありますね。

浅川 「中心と周縁」は山口昌男だから構造主義でして、関係ないですよ。むしろ、柳田國男の「周圏論」に近いアイデアですが、周圏論からもちょっとずれている。

中川 インドから来たものに含まれながらも呼び覚まされるようなかたちで、それ以前のもので残ってきているのではないかと。つまり、もっと古い形式を残す磁場を持っているということです。

浅川 モン・クメール語族やチベットビルマ語族などの基層をな

す集団がいて、そこにインド系、中国系のものが被ってきた場合、土着系の文化とインド系・中国系文明の要素が重層していく。インド系のチャンディー建築のなかに土着系の要素が入っていくことはありえるでしょうが、そういう重層化の展開は、べつにインドシナに限った現象ではないですね。

中川 クメールとジャワではインドからの影響の受け方が多くの面で共通しているながら、二つの中心軸線の取り方が決定的に違っていると私は考えています。このことの意味をその場所や民族的、歴史的な考証で詰めていくことが学問的な課題ですが、そういうことを構想して、それを学術的にしていくのが建築史の課題だと思っています。ただ、東南アジアはほとんど古い遺構が残っていない。考古学的に位置づけられないので、周辺のものから解釈しているんです。非常に壮大な構想になると思いますが、ぼくは可能性は十分あると思っています。たとえば中心軸をズラした円形集落が、今でもカンボジアにはたくさんある。それはせいぜい100年前ぐらいの建物で構成されているんですが、紀元前数世紀ぐらいから伝わってきたものに違いないと思えるんですね。

浅川 ……だいたい、わかりました(笑)。

齋藤 ぼくは中川先生みたいに気宇壮大で哲学的ではありませんで、気がついたらこうなっていた。実際の問題として、外国に出掛けていってその建物が大事だとすれば、それがどういう価値を持っているか調べなければならない。たとえばブータンでも、歴史学が成立していないのです。特に建築史学は全くできていない。われわれは3年間の調査で、チベットの仏教建築が16世紀ぐらいに入ってきて、それがブータン化していく過程はだいたいわかりました。そのへんの過程がわかれば、何と何が大事かということもわかってくるし、ブータンの人たちに「こういうものはこういうかたちで残してほしい」ということも言える。そういうことで歴史学、建築史学が必要だと思うのです。

ベトナムでは、昭和女子大学のチームと一緒に民家の全国調査をやるうして、ベトナムの文化情報省や大学の研究者と話し合いをしたのですが、「ベトナム全国のどの地方にどのような形態の民家があるか、すべてわかっている」と言うのです。それは日本で言えば、昭和30年ぐらいまで民俗学がやっていた民家の理解でして、それ以上は発達しない。日本ではどうして民家史が発達したかという、一つは社寺建築の修理から出てきた知識ですが、加工や構造などの技法の変化に注目して民家の発展をみる。それから、部材の仕口穴や釘穴などの痕跡を調べて、一つの建物の改造の過程を知る。そうすることによって、地方ごとに独立して存在するように認識されていた各地の民家が、全国の発達史のなかで理解されるようになる。2日間ぐらい議論し、日本の経験を話すと、かれらは納得しました。いま調査が始まっています。おそらく、ある段階でまとまったベトナム民家史ができるのじゃないかと期待しています。一方、ブータンの仏堂の肘木には模様があります。インドネシアのトラジャ族の民家にも彫物があります。そういうものを見ると、最初は大らかだったのが、だんだん大らかではなくなって、グリグリとした曲線になっていく。そういう変化はある程度、日本の建

築と同じ傾向なので、日本建築史の知識があれば、国が違っても時代差が理解できます。

浅川 編年ですね。

齋藤 中国の研究者にどうやって建物の年代を判定するのかと聞くと、プロポーションの話ぐらいしかしないんです。ディティールの問題にはほとんど入らない。こういう点では、日本の建築史研究者の経験が役立つところがあるように思います。

中川 初めてスリランカに行ったとき、考古の人が建築史をやっていたんですね。カンボジアもそうで、建築史がないというのは共通している。建築史をやる役割というのは非常にあって、その面で影響を与えていける。もう一つ、バンコクとかハノイ、ホーチミンなどの建築はアジア的だと思うんです。アジア的な建築とは何か、というと、共同性の強い建築です。個々ではなくて、共同性としての人間が非常に強い力を持っていたのがアジア的な古代であり、アジア的な文明だと思います。インドにしても、性格は違うけれど共同体が絶対的な力で、ただ一人の専制君主に代表される。韓国でも近世ぐらいまで古代社会の繰り返しですし、中国もそういうところがある。そういう共同体のなかに巻き込まれていこうな町のあり方とか人間の生活が建築に表れている。だから、近代建築というのは、機能性とか、個人の主張とかが古代的な共同性を払拭しながら出てくるものだと思います。それが行き詰まったときには、もう一回共同体としての建築の発生の時点に戻るしかない。

浅川 東洋史や文化人類学の研究者がいたら、かなり紛糾しそうな仮説ですね。

中川 いや、全然いいですよ。近代的な論理でバンコクがだめだと言っても意味はなくて、ポワーンとした歌舞伎町みたいところを評価できないと、アジアの都市とヨーロッパの都市の違いをきちんと評価できないと思うんです。

庭園から 都市・名勝へ

西村 アジアの都市にはそれぞれ都市形成の論理があって、点だけではなくて、立地から始まって精神的なものや宗教的な施設の配置、道との関係など、さまざまなものがありますね。そして非常に賑やかな、ある種のアクティビティが都市のなかでものすごく意味を占めている。そういうものが全体として理解されないと、次に何を付け足すか、何をどうコントロールするかという本当の正解がなかなか見えてこない。アジアの都市はいま変化が激しいから、観光客がバーッと来たり、ものすごい高層ビルが建ったりするので、町として何が大事で何を尊重しないといけないかを考えないと本当に大変なことになってしまう。都市計画の研究者としては、どこにめりはりをつけて、どういふかたちで都市をコントロールしていくのかということが、これからの都市のかたちをかなり大きく決定してしまうと思います。都市の理解をベースにして、細心の注意をはらいながら、都市のコントロールを進めなければならないんじゃないかと思っています。

浅川 本中さんは庭園史の研究者ですが、庭園史学という原点

から海外のお仕事をどうとらえられていますか。

本中 庭園というのも一つは精神性を基本としていますよね。自然をどう理解し、どのように人間の意識の中でそれを形象化し、造形したのかを作品として示したものです。このことは、どこの国の庭園においても同じなのかもしれませんが、日本庭園には他の国とは違う日本における人間と自然の関わり合い方が表れていると思うんですね。季節の変化があって、冬と夏の差がはっきりある。地形は山がちであって、川の流れは非常に急だという制約がある。そのような環境のもとに生まれてきた自然観は、やはり日本人独特のものだと思います。そこで培われてきた自然観や、自然を素材にした造形の意識は日本庭園のなかに固有のものとして表れている。それを一歩先に進めれば、都市とそれ以外の場所、その周辺の環境との関係とか、都市のなかにある自然のとらえ方についてもやはり独特のものがあるのではないかと気がします。それが日本の文化財の一つである「名勝」の考え方のなかにも表れているのでしょう。

斎藤 日本の名勝はすばらしい考え方だと思います。桂離宮の場合、月の名所ということと、源氏物語の舞台になったという由緒が非常に大きな意味を持っているのです。そういう名所と由緒が一

緒になった場所が日本のいろいろなところで名勝として指定、保存されている。文学的要素が入っているから、ぼくは「国文学遺産」だと言っています。芭蕉が俳句を詠んだ場所だということで、その場所がある意味を持つてくる。そういう文学的な価値を持った場所は、じつは世界中にあるわけです。

中川 世界のなかで日本を考えたときの重要さは、古代、中世、近世と確実に社会が変化してきているところだと思います。中国にそのような変化がないとは言わないけど、やはり圧倒的に古代の繰り返しなんです。それがいつの間にか近代になっている。原始の部族社会から近代になった地域もあって、東南アジアは亜流のものしか来ていないから、ある意味では古代文明も経過していない。そうすると何があるのか。これから近代化も進めていくとは思いますが、そういうところにしかないものをいかに発信するかが重要であり、こういう仮説を無理やりでも言うべきではないかと思うんです。

浅川 梅村忠夫さんの『文明の生態史観』が引用されたところで時間になりました。本日の座談会は、史のあたりで終わらせていただきたいと思います。大変おもしろい話を本当にありがとうございました。

(12月16日、建築会館にて)

★1…文化財の登録制度は、指定制度に比べ緩やかな保護措置を講じ、所有者の自主的な保護を期待する制度。対象となるのは「築後50年を経過している建造物」であり、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、②造形の規範となっているもの、③再現することが容易でないもの、にあたる建造物である。登録建造物は文化財登録原簿に登録され、設計監理費の補助や税制優遇などの支援措置がある。

★2…登録後、市町村とか県の文化財に指定された場合、「登録」は抹消されるので、いったん登録文化財になったもの数はもう少し多い(河谷氏談)。

★3…市町村が伝統的建造物群のある区域を保存地区として決定し、国に対して「重要伝統的建造物群保存地区」として「選定」の申し出をする。これを文化庁のほうで一定の整理をした上で審議会に諮り、「選定」という運びになる(河谷氏談)。

★4…「旧神戸居留地十五番館」という重要文化財になっている近代建築がある。その十五番館を文化財として修理し、修理後は高級中華料理店にするという計画が立てられた。ところが、ある新聞社の神戸支局から電話がかかってきて「けしからん」という。「国の補助金で修理をしておいて、高級料理店なんかやっていいの？」と問われたが、「まったく人が入れないものより、金を払えば誰でもそこに入って空間を楽しめるほうがいい。それが文化財だ」と答えた経験がある。十数年前、世間ではその程度の認識だった(斎藤氏談)。

★5…登録文化財制度は1975年の保護法改正のときにも議論になって、国会の付帯決議のなかに「登録文化財制度の導入の継続的検討」が入れられていた。それがようやく目のみみたのだが、今回のときにも事務系官僚から「規制が少なく保存が担保されていない。しかも補助金もないのにそんなことをやると何なるのだ」という慎重論があった(斎藤氏談)。

★6…史跡整備の手引書は総説編、計画編、技術編、事例編の4編からなる。基準を明瞭化していく必要があるということで、文化庁で内規として持っていたものをできるだけ外へ出せるようなたたきで整理している(本中氏談)。

★7…1964年、ヴェネチア(Venezia / Venice)で開催された「第2回歴史的記念物に関する建築家・技術者の国際会議」で承認された「記念物および遺跡の保護と復原のための国際憲章」。16条からなる。「復原は推測が始まるころでやめなければならない」という有名な条文があり、遺構にはさわらばいけない、という考え方が根本に認められる。この憲章のもとに1965年「国際記念物遺跡会議」(ICOMOS)が結成された。

★8…2002年11月7-8日に開催された第17回全国遺跡環境整備会議(岩手県一戸町・二戸市)において、浅川が「遺跡整備と復元建物」と題する基調講演を行い、文化庁に対するお願いとして、復元建物を抑制する方向に軌道修正してほしい旨、要望した。

★9…仙台市富沢遺跡で発掘された後期旧石器時代(約2万年前)の遺跡面を現地でも保存し、博物館の地下に露出展示している。建物跡はみられないが、膨大な樹木群(おもに根株と倒れた幹)やたき火跡が発掘された状態のまま一望できる。

★10…それまでの日本の文化財の国際交流は、インドネシアの舞踊団を連れてくるとか、日本の歌舞伎をヨーロッパに紹介するとかというレベルで、国際協力や国際貢献とはほど遠い状況だった(斎藤氏談)。

★11…東京文化財研究所では、1986年から敦煌研究院と共同で敦煌莫高窟の保存に関する研究を実施している。窟内環境の調査、病害原因の究明、壁面剥落防止材料の研究などを行い、現在は窟内壁面の保存措置作業に入っている(斎藤氏談)。

★12…カトマンズのイ・バハ・バハ僧院の保存修復事業。日本工業大学が始めていた事業を文化庁が支援し、ネパール政府と協力して実施した(河谷氏談)。

★13…平成2年度からベトナム中部のホイアン港町の町並み保存に対する技術協力を行っている。日本からは昭和女子大学を中心に文化庁の調査官、京都・奈良等3府県の教育委員会の修理技術者、日本建築セミナーなどが協力して、調査から実際の保存修理のシステムづくり、技術交流をおこなってきた。その結果、一定の成果が上がって世界遺産に登録され、ベトナム政府から日本に対して感謝状が贈呈された。現在、報告書を作成中。さらに今年度から、ハタイ省のドンラム村の集落保存について協力してほしいという依頼があり、予備的な調査を始めている(河谷氏談)。

★14…ブータンの建造物修復は平成3年度からおこなわれてきた。ブータンの場合、現在も伝

統的な技術はそれなりに継承されてきているが、文化財の保存という概念は何度言っても理解してもらえないところがある。ただ、歴史的建造物の分布調査をした上で台帳を作成するなど、具体的な細かい調査が動きつつある。一応10年経ったということで、報告書を作成する予定(河谷氏談)。

★15…従来の自然保護は学術的に特異な動植物とか、純粋に自然な森林に価値を置いていたが、今は多様性という点に大きく視点が動いてきている。文化に關しても多様性の保持が大きな課題となっている(斎藤氏談)。

★16…有形文化財を背景で支える無形文化財こそ受け継がなければならない、という発想を言い始めたとき、ヨーロッパはかなり拒否反応を示した。「それは危険だ。有形文化財の専門家がそこまで踏み込むのは危険だ」と言う人もいたが、3年間くらい議論していくと、やはりそれが非常に重要だということをやヨーロッパ人もわかり始めた。このような認識の転換は非常に重要だと思われる(西村氏談)。

★17…保存が全面的に担保されていない、もう少しいろいろなものを組み合わせないと全般的な価値を表すことができない、などの問題である。そこで、追加指定や保存を確実にするための体制作りが求められる(本中氏談)。

★18…三つの方針とは、①文化的景観、②縮小とは言えないけれども人間の技術や科学技術の発展にとって必要だった産業に関連する遺跡、③20世紀の新しい時代の諸々の遺産である。今回の暫定リストに登録したものは、新しい時代のものはとくにないが、土に埋もれた考古学遺跡(平泉)、文化的景観としての道と信仰の山(紀伊山地)、鉱山遺跡としての石見銀山がグローバルストラテジーに沿うものである(本中氏談)。

★19…紀伊山地の霊場と参詣道を推薦するにあたって、信仰の山の文化的景観をどう評価して、その保存と活用に向けてどういう視点が必要なのかを国際的に明らかにする必要がある。昨年9月に和歌山において専門家会議をユネスコのジョイントでおこなった。ここで結論と勧告が一応まとまり、アジアに非常に多い信仰の対象になっている山の景観地域をどう評価するかという枠組みが定まり、これに基づいて紀伊山地の資産群が新たに推薦されることになった(本中氏談)。

★20…文化庁の協力事業に関わって、科学研究費・寄付金等の活用、JICAや国際交流基金との連携など、さまざまな動きがある(河谷氏談)。

★21…アフガニスタン復興の一環として、文化遺産の分野でも各国が分担して保存修復協力事業を行うことになっていて、その一部はすでに始まっている。日本が関わる事業としては、バミヤン石窟の保存修復事業があり、これは日本がユネスコへ信託した資金によって実施する。この他に、文化庁や東京文化財研究所、東京芸術大学などによる、国立カール博物館や国立公文書館、ナショナル・ギャラリーなどへの協力が検討されている(斎藤氏談)。

★22…「中心と周縁」は、山口昌男が社会、文化の象徴論的次元を論じる際に用いたキーワード(『文化と両義性』岩波書店1975年)。社会や文化は内(秩序・宇宙)と、外(反秩序・混沌)からなるが、秩序の中心は、多義的性格をもつ周縁的存在を排除しつつも、それを顕在化し相補的な関係をもつことで、秩序の全体性を再編成することができる。

★23…「周縁論」は柳田国男が『蝸牛考』(刀江書院、1927)のなかで唱えた仮説。同心円の周辺部に分布する民俗事象はより古態を示すという考え方である。カタツリの方言を全国的に整理し、その分布が遠方で一致し、近くで不一致という傾向を示すことから、方言の発生・伝播過程を畿内から同心円状をなして広がるものとした。空間的な距離差を時間差として解釈するもので、方言学のABA理論などに強い影響を残しただけでなく、民俗事象一般にもしばしば適用される。

★24…ひるがえて日本においても、最近まで近代化遺産の橋梁とかダムが文化財の対象にならなかったのは、土史が発達していなかったことにも一因がある。近年まで近代土史の研究者はおらず、歴史学としては成立していなかった。土史遺産の価値がわからなかったから、文化財財として指定したり、保存ができなかったともいえる(斎藤氏談)。

★25…梅村忠夫「文明の生態史観序説」(『中央公論』1957年2月号、後に『文明の生態史観』中央公論社・1967年に再録)。ユーラシア全域を比較文明論的にとらえた場合、日本は西欧諸国と近く、アジア、ロシアなどの諸国とは大きく異なることを主張した世界史モデル。